

(議提議案第 4 号)

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

議長 小 島 正 泰 様

提 出 者	議 員	小 鮒 賢 二
〃	〃	大久保 照 夫
〃	〃	林 幸 子
〃	〃	権 田 清 志
〃	〃	黒 澤 三千夫
〃	〃	臼 杵 健

議案提出について

令和 6 年第 4 回市議会定例会（12 月 19 日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第 4 号〕 熊谷市議会議員政治倫理条例の一部を改正する
条例

〔理由〕 「地方自治法」の一部改正に伴い、市の工事等
に関する遵守事項に関する規定を見直すため

熊谷市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

熊谷市議会議員政治倫理条例（平成 2 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条中「第 3 条及び第 4 条」を「前条」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条を第 9 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。